国際私法における性質決定理論の再構成⑴

法適用の現状に対する理論的対応――

齋 藤

第二章 第一章

問題の設定

性質決定の理論状況とその批判的考察

わが国における普遍主義の強調と Rabel の性質決定理論

第一節

第一項 序

第二項 Rabel の性質決定理論について

彰

第四節 第三節 第二節 第四項 第三項 国際私法規範の法廷地実質法に対する独自性について 各国の状況(学説を中心として) 現在の状況 実践論としての法廷地国際私法独自説 現在の世界的な理論状況とわが国における今後の課題 日本における教科書的記述についての疑問 (以上、本号)

第五章 第四章 第三章

結

性質決定理論の各論的考察としての抵触規範競合問題 性質決定理論の再構成と国際私法の適用過程の分析

問題の設定

であるべきであるとする考えと、不必要な分断とそれから生じる複雑な適応問題を避けるためという少なくとも二つ(ダ) 例の条文内で「百般の渉外的生活関係は悉く」規律される必要があるとの考え、すなわち国際私法規範は自己完結的(②) 規定されている。そして、学説上もそうした立法政策は基本的に支持されていたと思われる。その根拠としては、法 わが国の現行国際私法の大部分をしめる法例において、性質決定のカテゴリーは大まかで包括的なものとして

しかし、こうした大まかな性質決定によって実現される大まかな法適用は、今日では多くの問題の出現により実現

が困難になってきている。すなわち、

分割指定(dépeçage)

の考えが存在している。

特に契約準拠法の決定に関し、今日 dépeçage を許容する立場が支配的になりつつある。(⑤) Loi de police, 強行法規の特別連結

また、法廷地のある種の強行法規が準拠法の如何を問わず適用されるという現象が広く認識されてきており、それ

は理論的段階に留まらず実定的な形に定着しつつある。さらに、それが第三国に属する場合にすらその適用を考えよ

うとする立場も力を得つつある。 様々な種類の統一法の成立による状況の変化

更に、特にハーグ国際私法会議による細目化された範囲での多くの統一国際私法の成立や、実質法統一における多

国際私法における性質決定理論の再構成 ①

五 (一三六五

いて、 くの万民法型統一法の成立が、従来の国際私法システムとそれにしたがって適用されるべき準拠実質法との関係にお 法適用の状況を非常に入り組んだものへと変化させてきている。

w 﨑による条約の抵触問題の浮上

る研究が新たに注目を集めつつある。 そうしたことの結果、更に、条約どうしが抵触するという状況も生じており、その解決のために理論的手当を試み

みる。しかし、それは既存の理論を否定することから新たな出発をなすことを企図することによってではなく、日本 の学説が性質決定理論として論じてきたところのものを再吟味し理論の純化と精密化を押し進めることで、その発展 に関する理論が、新たな状況に対応するには最早十分なもとはいえないとの認識に立ち、性質決定理論の再構成を試 本稿においては、こうした状況の変化をうけて、これまでわが国の国際私法学においてとられてきた性質決定

矛盾に対しては、鋭い批判を向ける必要がある。しかし、これまでに積み上げられてきた真摯な議論が到達した価値 してくれるであろう。 のある共通認識は最大限に尊重されるべきであり、それは理論の未来を開くために最も信頼できる視角と技術を提供

的な継承を目指すことを意味する。もちろん、これまでの議論において見過ごされてきた事実認識の過ちや理論的な

た現象の目新しさにもかかわらず、国際私法学は、これまでに構築してきた理論体系を根本的に変更することなしに えが広く承認されているとするならば、そこには必ず次のような前提が存在しなければならない。すなわち、そうし 今日その姿を明らかにしてきた前述のような諸現象が、すべて国際私法の問題として捉えられるべきであるとの考

それらを自己の理論体系の中に包摂し理論的対応をなすことによって、しかるべき法的規律を及ぼすことのできる潜

在的能力を有しているという確信である。

例として取り上げる。第五章においては、本稿が国際私法学全体に対して行った個別的な問題提起を、総論的立場か ら再度自己批判的に考察することにより、あらたな進路を探ることとしたい。 れる「性質決定の競合の問題としての抵触規範の競合」の問題に、具体的にどう対応できるのかを、各論的考察の一 うした性質決定の理論が、これからの国際的私法の適用において特に多くの場面で困難な理論的問題を生ずると思わ の理論の成果を承継しつつ再構成された性質決定についての一般理論を明確な形で提示する。第四章においては、そ 的状況を明確にし、受け継ぐべき点と修正すべき点を分析する。第三章においては、そうした考察により、これまで 以上のような認識から、理論的検討は次の順序で行う。第二章においては、性質決定についての日本における理論

第二章 性質決定の理論的状況とその批判的考察

わが国における普遍主義の強調と Rabel の性質決定理論

第一節

序

論

ない」とする理論的立場であるとするならば、Rabel 説をそのような理論であると既定してしまうことへの疑問であ く承認されているようである。しかし、これについては二つの点で非常に疑問である。一つは、国際私法独自説を し、⑵わが国においてそれが通説的地位を占めていると説明されることが多い。特に⑴については、ほとんど異論なし、⑵わが国においてそれが通説的地位を占めていると説明されることが多い。特に⑴については、ほとんど異論な 「法律関係の性質決定は、法廷地の実質法から独立して、国際私法自体の立場において独自になされなければなら 日本の国際私法の教科書的記述においては、⑴ Rabel が性質決定に関する理論としての国際私法独自説を提唱

国際私法における性質決定理論の再構成 ()

(一三六七)

して、Rabel の名をあげることについての疑問である。 り、二つ目はそうした意味での国際私法独自説を明確に提唱した最初の人として、あるいはそうした立場の代表者とり、二つ目はそうした意味での国際私法独自説を明確に提唱した最初の人として、あるいはそうした立場の代表者と

第四三巻 第四号

第二項 Rabelの性質決定論について

る独自性の強調にあるとするのが、現在の日本の学説の通説的理解である。しかし、この点については疑問が多い。 Rabel の性質決定に関する理論の核が、「国際私法と実質法の峻別」つまり国際私法規範の実質法規範に対す

家法に対して有効なより抽象的な概念」を性質決定のカテゴリーとすることの提唱にあると考えている。(ミシ

まず、Rabel の主張の主眼についてであるが、私見は、これをむしろ「比較法に示唆を得て探究されるべき全ての国

り彼の説の主眼であるとするのは誤りであると思われる。以下では、この点について論証を試みる。 の考えが Rabel の学説を展開する基礎になっていることは疑いないが、しかし、それを Rabel による新たな指摘であ 国際私法規範の実質法に対する独自性は、当時、すでに多くの学者により承認されていたものである。確かに、

三一年 Rabel 雑誌に「性質決定の課題」と題する論文を発表している。更に、一九三三年に同趣旨の論文をフランス(ミ゙ 二 Rabel の主張の主眼がどこにあるのかを知るには、彼自身の意見によるのが最も正確であろう。Rabel は一九

語で発表しているが、その際に、彼はその冒頭の部分で彼自身の見解の特徴をまとめているので、この部分を訳出す。(メイ)

彼が主張の特徴として第一に強調するのは、どの内国実質法秩序からも解放された、性質決定のための抽象的概念

を形成するために、比較法的方法を用いることである。

ることにより彼自身の主張の主眼を探ることにしたい。

「1.これまで性質決定問題について特に二つの理論が存在していた。第一は、法制度の性格を、抵触規範のため

実践に役立つ性質を確立し保証する唯一のものであると私は思う」。(『) めることができる。そして、まさにこの方法の選択における自由さこそ、抵触法の最も望ましい性質、すなわちその を支配するために、立法者が用いる全ての方法を利用できるからである。抵触法は、 筆者〕に失望する必要は少しもない。何故なら、これから形成されるべき抵触法は、社会生活における不均質な現象 の法制度と抵触規範により適用される法制度との違いが大変大きく、相反する見解の間の和解が全く不可能に思える れに示している。 ろか、比較法の成果から示唆を得なければならない。それは、文明国の諸制度が非常な多様性を有しているにもかか に結びついている規定を有する現実の国際私法においてすら、こうしたことを認めないわけにはいかない。それどこ の概念とも同じでない特別の概念を形成しなければならない。そして、その国の国内法制における通常の概念と密接 取るのは一つの定められた法制度であってはならない。むしろそれとは反対に、法廷地の内国法の概念やどの内国法 意見である。第二は、支持者はより少ないが、抵触規定により定まる準拠法を優先する。私は、この二つの考えは正 ような場合においては正にそうである。しかし、そうした事実にも関わらず、私が提案したい方法〔比較法的方法 わらず、全ての国家法にとって有効なより抽象化された概念を形成するのに十分なほど集合していることを、 しくないと考える。まず、将来の、望ましい国際私法に関しては、抵触規定により用いられている概念の定義を汲み に存在するところの法廷地法(lex fori)に従い決定することにより、抵触規定を解釈しようとする。これが支配的な そして、次にそうした見解をとるための基本的前提としての内国実質法と抵触法との明確な区別の必要が示される。 比較法の方法は、実際、全ての性質決定の問題を解決するほど十分ではない。その問題が、 原則を定めると同時に例外を認 われわ

「2.このような見解をとるためには、

抵触法が法廷地の内国法制度と厳密に区別されることは明らかである。学

五五

(一三六九)

国際私法における性質決定理論の再構成

避けるために用語法が工夫されてきた。最も広義での法廷地法という用語は、裁判官が適用すべき国家法の全てであ 呼ぶ。この表現は多分 ((normes matérielles)) とフランス語に翻訳できるであろう。なぜなら、その規定の目的はあ 民法典に含まれるいろいろな法制度についての諸規定である。ドイツではこの種の規定を「実質法 Sachnormen」と る。しかし、それは、明確に区別すべき二つの要素から成っている。一つは内国立法 législation interne、すなわち、 る分野についての異なった法律の管轄を定めるのが目的ではなく、その規制の最終結果自体を定めるのが目的である。 内国法と抵触法との機能の違いを強調してきた。特にドイツにおいては、この点についての混乱を

他方は、ドイツでは((Kollisionsnormen))あるいは時として((Grenznormen))と呼ばれる抵触規定である。

法律関係を決定的に規律するのが目的ではなく、裁判官が下すべき解決のために適用される実質規定を提供する準拠

条文の解釈において今日とられている目的論的解釈の方法により、この二種類の規範の機能の違いが、たとえ立法

法を定めることのみが目的である。

度を考慮にいれる必要があるからである」。 (E) の概念の継承に留まることはできない。何故なら、吟味すべき事実によって問題となる、準拠法とされる他国の法制 の概念を形成することを要求する。人や財産の国際的交通の特別な必要に導かれる抵触規範の解釈が、 者が同じ表現をそこに用いている場合であっても、法廷地法のこの二つの分野のために解釈によってそれぞれに特別 法廷地内国法

そして、彼の法規範の構造についての考えと、 理論の展開の順序が示される。

えを知ることが更に必要である。法規範は、言葉の論理的な意味における一つの結論である。それは、諸前提、 「3.最後に、私の考えを示した方法をよりよく理解してもらうために、法規範の構造に対するドイツの学者の考 その

引き出すことによって判決を下す。ドイツにおける用語が、ある規範の「構成要件 Tatbestand」つまり文字通りに 又は規範の規律対象と呼ぶこともできる。何故なら、それは、規範の範囲を画するところの適用の条件であるからで ある。抵触規範の意味を捉えるために、そしてその機能をよりよく理解するために、この法規範の分析方法の利用を あるいは裁判官によって表明された法的な結果とを区別するのとも同様である。規範の第一の要素を、 翻訳すれば état de fait (この表現は判決における理論から借用した) と、「法律効果」つまり議論の帰結として規範 れは、訴訟過程において、裁判官が行うのとほとんど同様の操作である。裁判官は事実を与えられ、そこから効果を 適用が依拠するところの諸要件 (第一の要素) を有しており、法規範はそこから効果 (第二の要素)を導き出す。そ 規範の対象

私は試みた。

従って、

私の研究の第一部

<u>1</u>.

抵触規範に含まれる規律の対象)において、

私は抵触規範の諸前提は本当に

度におけるその制度に対応するものや類似するものを包摂する必要性を感じている。 修正の試み」である。実際、支配的な学説はすでに抵触規範の法概念の中に法廷地の制度だけではなく、 説の弁護者がよく対応する制度や類似の制度をも、彼等によれば法廷地法と同一であるところの抵触規範の概念に含 く批判される法廷地法説を扱い、私の理論との違いを示す。第三の部分の目的は、「支配的な学説のそれ自身による それは法的な刻印を押されたものと過大評価してはならない。性質決定の問題と題された第二章において、より詳し といった法制度であるのかという問題を調べる。規律の対象である前提は社会生活における事実であると思われるが、 様々な法制度であるのか、例えば抵触規範がその規律のもとにおいていると思われる「婚姻、 彼等の基本的な概念と両立しないということであり、国際私法の要求を満足させるに十分ではな 私が証明したいのは、 不動産、 外国の法制

国際私法における性質決定理論の再構成

度の制限を課してはならない。その任務は非常に異例でそして非常に広範であるので、その条文の形成と解釈におい であると信じる。私が抵触規範の対象の決定に関して強調したのと正に同じ視点である。国際私法の理論と実践に過 という題の下に、私は抵触規範により外国の法制度のどの部分が援用されるのかという問題に取り組む。それは、そ における概念の役割をより詳しく探求する。続いて、「抵触規範がある法を適用せよということの中に含まれる命令」 い。第四の部分 な種類の例を調べる。最後に、最終章において私の主要な成果の小さなまとめと抵触法の完成についてのいくつかの て大きな自由を要求せざるを得ない。特に№章及びV章において、この主題に関して学説において扱われてきた様々 の抵触規定がそのために存在する特定の対象に関する準拠法の部分のみではなくて、公法をも含む外国の法制度全体 (抵触規範の目的と外国法制度の概念との関係)において、抵触規範の対象の決定についての外国法

すなわち、わが国の学説の表現によるところの「国際私法の独自性」があらためて強調されたに過ぎないと考えるべ するために比較法的方法を活用するという点の方におかれていたと思われる。そして、そうした方法論を採用するこ との前提として、すでに当時ドイツの学説において明らかにされていた法廷地実質法と抵触法の明確な区別の必要性、 以上の部分から明らかなように、Rabel の性質決定論における主張の重心は、性質決定のための特別な概念を形成

第三項 国際私法規範の法廷地実質法規範に対する独自性について

数の諸外国の国際私法に関する書物が示すところでもある。(8)

きであろう。Rabel 説が、性質決定について比較法的方法の導入を目指していた点を抜きにして語れないことは、多

日本における現在の国際私法の教科書によれば、国際私法独自説により痛烈に批判される立場として「法律関

その主張者として Kahn と Bartin の名がほとんど例外なしにあげられている。しかし、この点についても、(タ) 係の性質決定は法廷地法、すなわち法廷地の実質法によるべきである」とするいわゆる法廷地法説が取り上げられ、 問題があ

る Kahn 自身も認めているところであり、Rabel 自身も自説のこの部分を補強するものとして Kahn の見解を援用し ると思われる。 抵触規範上の概念が法廷地実質法のものと異なることがあることについては、すでに法廷地法説の始祖とされ

を、専ら適用すべきである。我々の、外国における法規範及び法律関係の検討は、従って、それらの本質 Wesen が、 「我々は、外国の国際私法規範を問題にすべきではない。我々は、我々の法秩序において見出される国際私法規範

ている。Kahnは、この点について以下のように述べている。

調査しなければならない。しかし、それは、その法規範自身が適用されたいと欲しているか否かに基づいてではなく、 内容とを調べなければならず、またそれに尽きる。適用のためには、考慮の対象となる外国の法規範の意味と性格を 範の発見とその適用は区別されなければならない。発見のためには、我々は、内国法秩序と、我々の法規範の意味と 見出される国際私法規範の範囲内に包摂されるか否か、についてのみ展開されるべきである。それゆえ、国際私法規

関係の外国における相違の状況、すなわち外国の法規範の傾向から、その法的関係にたいして我々が導くのとは別の その核 Kern において同様の法律関係に妥当しうるということである。このことは、実行可能であり、それは、 外国の当該法規範が内的に同質であるか否かのみを検討すべきである。内的に同質であるとは、外国の当該法規範が、 ただ、我々の当該国際私法規範が、我々の立法者の意思として対応していると認識したところの法律関係にとって、 「座席 Sitz」が導かれるかもしれない場合においてすら、そうである。」(⑴

国際私法における性質決定理論の再構成 (二)

一五九 (一三七三)

関法 第四三巻 第四号

見解や現在のフランス等における法廷地法説とほとんど同じ段階にすでに到達していたと見ることができる。 だわらず、その「核」における同質性を要求するのみで十分であるとする。この見解は、後で取り上げる久保教授の Kahn のこの部分の見解は、国際私法規範の独自性を十分認識した上で、さらに準拠法中の法制度上のラベルにこ

ていたと思われる点がある。 Bartin も、Kahn と比較すれば不十分ではあるが、すでに彼の主張中において一定の国際私法の独自性を認め

至ることの不可能性」(一八九七)において、取り上げられた二つの例を引合いに出した上でそれが法廷地実質法に(⑵ これまで Bartin 説が法廷地実質法説として整理されてきた際に、彼の著名な論文である「法抵触の完全な消滅に

たようである。 (33) よった解決を採用していることから、彼の性質決定に関する理論を単純に法廷地実質法に基づく立場であるとしてき

しいと信じたから受け入れたとする。ただ、それを課するような超国家的な存在が実在しないので、「国家自身が、 Bartin は、国際私法規範は国家の主権の制限から生まれるが、その制限は国家が欲したからではなくて、それを正

法規範をその国自身のために定める」。国際私法を単に一国の国内法に過ぎないと Bartin が考えていたとするのは、(ミキ) その国と同等で同じ性質であると判断するところの主権を与えられた全ての国家にとって理想的であるように国際私

更に、彼は以下のような注目すべき見解を述べている。

単純化しすぎである。(※)

なすことにより、自国抵触法の規定を表明することの自由原則の制度を恣意的に利用することを防ぎ、そのことによ 「法廷地法による性質決定の定式とそれが表明する規則は、結局、外国の法律がある制度に対して無理な性質決定を そして法廷地法がひとまとめにして外国に対してなした委譲の各々について部分的に引き下げるために、適した手続 とを自ら認めざるを得ないであろう。おそらく、外国法はその範囲を悪意で拡張するにあたり乗り越え難い障害物に は全く意図していない。もし、私が擁護する公式がその結果を必然的に導くとしたなら、私は善を悪に置き換えたこ において、自国国際私法の利益のために当該制度を恣意的に排除する目的でその性質決定を拒絶するなどということ 念と比較することに拠ってのみ明確にそれを修正することができる。しかし、もし、反対に外国法がその制度を正し 明確になされたであろう性質決定を修正するため介入し、争点となっている当該制度に法廷地法自身が与えている概 り何等関係のない法律関係にその領域を広げることを防止することを目的とする。その時、 いつも突き当たるであろう。しかし、同時に法廷地法も自らが認める国際私法の規則の意義を悪意で制限するために ふさわしく性質決定したならば、法廷地法による性質決定の定式は、法廷地法が自らが定める国際私法の規則の利益 く性質決定したとしたらどうか?より正確にいえば、もし外国法が法廷地法と同様の理解に従ってその制度をそれに 法廷地法は、意図的に不

家にその義務から逃れるための手段を供給するものではない」(※) 避しようと望めば、そこに尽きることのない繁殖の源泉をみいだすであろうからだ。性質決定の理論は、幸にも、国 ままに性質決定する権利を認めるべきだなどということが含意されていなのは、明白である。そのようなことの許容 私の考えにおいて、法廷地が規律する領域で生じた紛争が生ぜしめた法律関係について、法廷地法にそれを気の向く 私が擁護する公式の意味についての、まさにこの恣意的な拡張に対してこそ、いま私は反論しなければならない。 国際私法の否定に等しい。何故なら、国家は、自ら採用した抵触規則と自身固有の主権に課した制限の効果を回

を常に利用することが可能となるからである。

わけである。なぜなら、それは彼が国際私法の根拠とする「法の理性 raison de droit」に反することになるからであ つまり、Bartin は、法廷地国際私法による自国法の適用領域拡張のための身勝手な性質決定を明確に否定している

れに尽きるといえよう。(28) 質決定を絶対の基準としていたわけではないことは、以上の著述からも明らかである。彼が法廷地実質法が性質決定 の基準であると考えたのは、国際私法を自国実質私法の適用範囲を画する基準であると考えたことの帰結であり、そ る。彼は、国際私法が実質法とは別のレベルにあることは十分に理解していたと思われるし、法廷地実質法による性

しているAgo、Beckett、Falconbridge、Raape等の名前を無視して、Rabel のみを国際私法独自(自体)説の創唱者と(3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) さらに、国際私法の独自性を強調する点については、Rabel とほぼ同じ時期に性質決定についての見解を表明

するのは公平な見方とは思われない。

日本における教科書的記述についての疑問

以上から明らかなように、Rabel 説は国際私法独自説という言葉で整理するのは不当であり、その主張の重要

的な概念による性質決定理論」ということになろう。彼の主張は、国際私法は本来世界的に統一されたものであると る立場に尽きるものではない。法廷地法秩序内におけるこの区別は、すでに Kahn 自身も明確に認めていたことは前 する普遍主義の立場を基礎とするものであり、決して法廷地の法秩序の中における国際私法と実質法との区別を認め な部分を逃しているといえよう。あえて、彼の説を名付けるのなら「比較法的方法より得られた国際私法独自の普遍

Rabel の性質決定理論は、日本の国際私法学界の主流をなしてきた普遍主義の立場に大きな影響を与えた。わが国

述のとおりである。

第二巻』(一九三三)と折茂豊の『国際私法の統一性』(一九五五)が、性質決定に関して Rabel 説を支持していること において普遍主義の立場に立つ代表的な著作としてその後の学説に絶大な影響を与えた田中耕太郎の『世界法の理論

がこのことを示している。

も導きの星として役立つという前提で書かれたものであり、解釈論にとどまらず立法論的色彩を強くおびた主張でも導きの星として役立つという前提で書かれたものであり、解釈論にとどまらず立法論的色彩を強くおびた主張で 践的な解釈論を超えて立法論的・理論的側面に及ぶ主張であると考えられる。 あった。同様に、『世界法の理論』及び『国際私法の統一性』の二著も、それ自体、日本における現行国際私法の実 イツにあって制定法による拘束がまだ少ない生成段階にある国際私法においては、立法論上の目標は裁判官にとって しかし、Rabel の Das Problem der Qualifikation (一九三一)は、その中で明確に述べられているように、当時のド(ミラ)

第二節 実践論としての法廷地国際私法独自説

若干色合いの違う見解が有力に主張されてきた。すなわち、久保岩太郎『国際私法構造論』(一九五五)及び三浦正人 一 しかし、こうした普遍主義を強調する性質決定論の流れが、わが国の国際私法学において主流となる一方で、

『適応問題の研究』 (一九六四)に代表される立場である。 久保教授は、性質決定に関して次のように述べている。

「要するに、法律関係性質決定(間接性質決定)の標準となる法律概念は訴訟地の法律概念である。しかしながら、

関係の性質決定(間接性質決定)は訴訟地法による。しかしながら、それは訴訟地の民法(直接法)によるのではな それは訴訟地の民法(直接法)上の法律概念ではなく、国際私法(間接法)上の法律概念である。換言すれば、法律

国際私法における性質決定理論の再構成 ()

一六三 (一三七七)

第四三巻

く、国際私法 (間接法)によるのである。されば本説は訴訟地法説に属する。しかしながら、 それは訴訟地の民法上

私法上の法律概念はその国際私法自体よりして構成せんとする訴訟地法説である。故に前の意味の訴訟地法説と区別 の法律概念と国際私法上の法律概念を峻別せざる訴訟地法説ではなく、これを峻別する訴訟地法説である。即ち国際

せんとすれば、新訴訟地法説または修正訴訟地法説というべきであろう。」

ているといえる。しかし、この意味における国際私法の独自性は、すでに Kahn も認めていたことであり、むしろ、 え、国際私法独自の問題としてなされるべきであるとする点では、確かに国際私法の実質法に対する独自性を承認し

この立場は、性質決定はどこかの国の実質法に拠ってなされるとは考えず、国際私法規範の解釈の一場面として捉

純粋に法廷地の実質法の概念のみに従って性質決定をなす見解の方が極めて稀であるといえよう。久保説においては、 解釈の対象となるのはあくまで「訴訟地の国際私法規範」でそれに尽きており、むしろこの点にこそ、その特徴があ

法についてのクールな現実論としての性質決定理論である。この点は、久保教授自身が、次のように認めているとこ 少しでも近づくことへの熱望は、基本的に存在していない。久保教授がここで提示しているのは、日本の現行国際私

従って、久保教授の理論においては、Rabel の理論や田中教授、折茂教授にみられるような普遍的な国際私法へと

関係性質決定の問題は一国国際私法の解釈の問題にして国際私法の包含する諸概念はその国際私法自体よりして発見 「新訴訟地法説という意味では前述の世界法的概念説も形式上一応この中に包含される。それは、その学説が法律

せられなければならぬとしているからである。しかしその概念構成の現実を見るときは一国の国際私法を超越してい

るから、これは実質上別個のものとして取扱うべきものと思う」。

Rabel 説や田中、折茂説の核である。その点において立場を異にする久保教授の説は、これらの説とは明白に異なる この一国の国際私法を超越している部分こそが、普遍的国際私法への憧憬を示す理想主義のあらわれであり、正に

立場として位置付けるのが、むしろこれら主張者の主旨に沿うものというべきではなかろうか。 三浦教授の見解も久保教授と基本的に同じである。三浦教授は、性質決定について次のように述べる。

で概念構成することは、理想としては望ましいが現実にはそこまで行ってはいないと思われる」。 それに比較法的資料を加味して現実の概念構成(法性決定)が行われているとみるべきで、全く抽象的に比較法一本 るのが最も妥当であるかは議論の岐れるところであり、概して法定地実質法が中心的資料であることは否定できない。 廷地実質法概念や準拠実質法概念あるいは国際共通概念が利用されることはいずれも可能であろう。そのいずれによ は法廷地の立法主旨によって法廷地裁判官が決定すべきことは言う迄もないが、その概念構成の参考資料として、法 として実質法上の概念が問題となる。これが今日議論のある諸説を生み出している。法廷地抵触規定上のカテゴリー ても、事案を抵触規定にむすびつけるに足れば充分である。その際右のカテゴリーの意味を構成するための参考資料 内容を付与したであろうことは容易に想像しうることである。それらカテゴリーが大まかで不明確なものであるとし 上位に立ちそれらの類似目的をもつ法概念を一括的に捉えて、各国の類似概念に共通なる広い上位概念としての意味 ない。抵触規定の立法者は、自国法の概念を用語として使用するそのカテゴリーにおいて、国際私法が各国実質法の ねばならない。法的カテゴリーは、すべての渉外的事実関係から発生する法律問題に対応し得る内容を持たねばなら 「もちろん、事案の法性決定のために、抵触規定のかかげる法的カテゴリーはあらかじめ概念としての内容を持た

国際私法における性質決定理論の再構成 (一

いることが多い。しかし、基本的に、超国家的なあるいは普遍的な国際私法規範というものを性質決定理論がめざすいることが多い。しかし、基本的に、超国家的なあるいは普遍的な国際私法規範というものを性質決定理論が 最近のわが国の教科書レベルの説明においては、久保教授の見解は国際私法独自説の一類型として整理されて

最終目的として明確に意識する田中教授や折茂教授の立場と、この立場が明らかに異なることは前述の通りである。

普遍的な国際私法規範の存在を現実論の中にもなんとかして取り込んで行こうとする学説が、性質決定において

日本の教科書における国際私法独自説という用語は、この点を曖昧にしてきたといえよう。

「比較法から得られた法の世界的な共通概念」や「世界法概念」を基準として考えるのは論理の自然な流れである。

意味において「法廷地国際私法独自説」と呼ぶべきである。このことは、久保教授の以下の Rabel 説批判の著述から 際私法をあるがままに受け入れ、その趣旨を尊重して解釈することを目指す久保教授や三浦教授の立場は、そうした 法規範を目指す上で消極的な価値しか与えられず、可能なかぎり捨象すべきものと考えられるからである。法廷地国 そこにおいて、現行国際私法が法廷地法の一部をなすものとしてそのことから受ける偏差は、もはや普遍的な国際私

より解放し、「思想的には自足的であり内容的には網羅的なもの」(ein gedenklich geshlossenes und inhaltlich 「惟うに、衝突規則の性質及び機能に鑑み、内外実質法の比較方法により、衝突規則を内外実質法、殊に内国実質法

も明らかである。

erschöpfendes System)とすることは、方法として真に正当であるといわねばならない。また氏のいう如く、創造的解 り、自らそこに限界があり、特定国の衝突規則全体の構想から来る制約を免れないことを忘れてはならない。ある国、 望ましいことであり、理論的には理想的である。しかし、このままでは、現在では現実の問題への適用が不可能であ 釈方法(method of creative interpretation)や融通的な豊かな (versatile and fecundating)解釈技術の用いられることは

このことは当然なことである。 に含ましめることはできないであろう。法律関係の性質決定の問題が特定国の衝突規則の適用問題であるとする限り、 の外に、事務管理及び不当利得についての衝突規則を有する国においては、準契約を不法行為に関する衝突規則の中 規則については必ずしも同様に論ずることはできない。例えばわが国の衝突法(国際私法)における如く、不法行為 例えば独逸の不法行為に関する衝突規則は準契約をも含むものと解せられるのが正当であるとしても、 衝突法の解釈上最も重要且つ困難な問題は、この一つの衝突規則(上の法律概念)と 他の国の衝突

を推定乃至擬制するものと、これをなさないものとの二つの部分的統一的の失踪宣告概念が対立する場合の如くであ は、内外実質法の等価論では解決不能に陥る。例えば比較方法により衝突法上の失踪宣告の概念として失踪者の死亡 国の衝突法の適用問題であるかぎり、衝突法上一般的な統一概念が得られず、部分的統一概念の対立が生ずる場合に に構築されてはいるが、法律関係の性質決定の問題が将来のあるべき統一国際私法の適用問題ではなく、現存の特定 ら解放され、自己固有のものであり、また国際私法が衝突法(間接法)たる性質上、内外実質法上の概念の根底の上 他の衝突規則(上の法律概念)との範囲乃至限界の決定問題である。次に国際私法上の概念は内外実質法上の概念か

以上のように久保教授の見解は、Rabel とは異なり、法廷地の国際私法全体の構想からくる制約を性質決定問題の

とするものと解せられるから、通常は自国の実質法上の法律概念の属する部分的統一的の失踪宣告概念によって性質

かかる場合においては、通常はある国の衝突規則はその国の実質法を、他の国の実質法よりもより一層強い根底

実践論として正面から受け止めようとしているのである。

国際私法における性質決定理論の再構成 (

決定すべきこととなることを看過してはならない。」(※)

なぜ、この二つの立場が不当に同一視されてきたのかは、以上の分析からすでに明らかになったと思われる。

それは、実質法と国際私法を区別すること、すなわち、性質決定の問題が国際私法規範独自の解釈問題であることへ の着目、という両説の共通点が、特に教科書的な記述において、Rabelの学説の理解における若干の不正確さ及び、

核である普遍的な国際私法規範形成への情熱が不当に無視されてきたことに起因すると私見は考える。 法廷地法説を法廷地実質法説として単純化することにより過度に強調される一方で、Rabel や田中、折茂説の理論の

それでは、日本における現在の学説は、現行の国際私法における性質決定に関してどのように考えているであ 現在の状況

てはほとんど異論はないようである。(マタ) ろうか。客観的状況としては、大まかにみて、少なくとも二つの点でコンセンサスが形成されていると考えられる。 第一に、性質決定の問題を国際私法規定の解釈の一場面と考えることについての基本的合意であり、この点につい

自性を特に重視してなされる必要があるとする点である。(4) 第二に、そうした解釈は、法廷地の国際私法規範の趣旨・目的及び国際私法的利益、すなわち法廷地国際私法の独

しかし、こうした立場は、法例を中心とする日本の現行国際私法規範をその趣旨目的から解釈しようとするもので

あって、Rabel の理論ように普遍的な国際私法へと少しでも近づこうとする明確な意図はなく、従って世界的な法の

共通概念を決め手として用いる創造的解釈を目指しているわけではない。

わが国の学説の多数は、むしろ、久保教授や三浦教授の見解の流れに属する考えを採用しているものと思われる。こ Rabel の理論が日本において基本的に承認されているとの表面的な共通認識にもかかわらず、実際において現在の

ている現在のフランスの学説が、現在の日本における支配的な学説と理論においてほとんど異なるところがないこと るべきものと思われる。それは、以下で詳しく分析するように、今日でも法廷地法説を維持していると自他共に認め うした見解は、久保教授が自ら認めておられるように、学説の分類としてはむしろ法廷地法説のなかに位置付けられ(⑸

第四節 各国の状況 (学説を中心として)

からも明らかである。

それではまず、現在のフランスの学説の状況はどうなっているであろうか。

標準的な教科書では、現在でも Bartin や Kahn の法廷地法説を承継していると明言されていることがの多い。

Batiffol et Lagarde の第七版(一九八一)においては、Bartin 説を法廷地法による性質決定論であるとした上で、それ

を正当であると評価する。そして、内国法においても法分野によって同じ言葉でも定義が異なることがあるように、

抵触規範上の概念が内国実質法のそれと常に同じである必然性はないとして、法廷地法における抵触規範と実質規範(モタ

るのは、①国際的関係を規律するという抵触規範固有の目的から、あるいは②外国の法制度を法廷地抵触規範のカテ(45) る。そして、実際上、実質法の概念のデフォルメが抵触規範において行われることは希であるが、それが正当化され の峻別を承認する。これは、わが国の現在の学説が「国際私法の独自性」として表現している考えと同様のものであ

ころか、両者は非常に似通っていると言うべきであろう。

ゴリーに包摂する必要から、であるとする。この見解と現在の日本の学説との間に、基本的な違いは見あたらないど

また、Mayer の第三版 (一九八七) も、基本的に Kahn と Bartin を支持した上で、性質決定の過程を三段階に分析す

国際私法における性質決定理論の再構成 (二)

(一三八三)

の国際私法規範のカテゴリーへの分類であるので、結局、抵触規範立法者の意思解釈の問題として捉えられる。そしの の性質決定、である。従来、性質決定として議論されたところの中心的問題は②であるが、それは、あくまで法廷地 る。すなわち、⑴性質決定の対象の確定、⑵法廷地国際私法のカテゴリーへの分類、⑶準拠実質法の中での実質法上

た上で、国際私法と実質法は目的が違うので、内国実質法における分類の過度の考慮は非常に危険であるとする。彼 て、それは国際私法独自の問題であるから、それぞれの連結政策の存在理由の探求が概して決定的な議論となるとし の説においても、法廷地の抵触法と実質法の目的の違いが明確に意識されており、そのままでも日本で違和感なく受

その他、Loussouarn et Bourel の第三版(一九八八)でも、ほぼ同様の理解が示されている。(ヨ)

け入れられるものとなっている。

しているような法廷地の実質法の概念を基準とする考えではなくて、法廷地の国際私法独自の目的から、内国実質法 れ以降は基本的に法廷地法説が支配的である。しかし、法廷地法説といってもわが国の教科書的記述において一般化 三 次に、連合王国の学説の状況を概観する。Cheshireの「第二次法性決定の理論」が一時注目を浴びたが、そ

の説に近いが、法廷地における抵触法と実質法を明確に区別する点は同様である。 とは異なる分類に拠ることをはっきりと認めている。なお、スコットランドの Anton は、後述する Falconbridge 達(%)

と説明されることが多い。しかし、この理解が誤りであることは、七条のコメントにおけるイラストレーション2及と説明されることが多い。(ミシ アメリカ合衆国の抵触法第二リステイトメントの七条は、わが国においては法廷地実質法説をとるものである

被告は、X邦において原告を過失により傷つけた。F邦において提起された訴訟で、寄与過失に関する証明

び3から明らかである。

責任が問題となった。X邦の法によれば、原告がそのような過失の不存在を証明する責任を負う。F邦の制定法は、

また、法選択の目的に関して、証明責任の問題は性質上実質法の問題であり、最も重要な関係を有する邦の内国法が のであり、憲法上、その施行以前に起きた出来事にも適用することができると判決されていた。他方、F裁判所は、 しかし、原告に寄与過失があることの証明責任を被告に課している。この制定法は、F裁判所において、手続的なも

い。F裁判所は、実質と手続との区別に内在する、法選択におけるポリシーがそうした結論を命じていると確信しな 題を手続問題であると性質決定したということのみを理由として、この問題を手続法問題であると判決してはならな 除き、イラストレーション2と事実は同様であるとする。F裁判所は、F邦の内国法のコンテクストにおいてこの問 F裁判所が法選択の目的において証明責任が実質法の問題かを手続法の問題か以前に判断したことがない点を

寄与過失がないことについての証明責任をおうと判断するであろう。

適用されるべきであるとしていた。その邦は、この場合Xである。F裁判所は、Xの内国法に従い、原告が彼自身に

以上のように、リステイトメント七条は、法廷地実質法説ではなく、法廷地抵触法と実質法のポリシーを明確に区別

い限り、そのように判決してはならない。」

ベルギーの Rigoux も同様であり、オランダの判例も法廷地国際私法の独自性を認めているようである。(②) なお、カナダの Castel も、 1 法廷地国際私法の独自性を認めている。 (8)

五 Falconbridge 及び Raape の学説は、かなり以前に示されたものであるにも関わらず、性質決定の理論構築にお

いて世界的に非常に高い評価を得ており、現在でも最高の水準を保ち続けているといっても過言ではない。

国際私法における性質決定理論の再構成 ()

七一(一三八五)

関法 第四三巻 第四号

こうした立場が、日本において必ずしも十分な評価を受けているわけではない。 (&)

概略を示す。 Falconbridge が自ら認めるように、両者の理論は基本的には同じである。以下に Falconbridge の性質決定理論の(&)

序全体から吟味されなければならない。しかし、その具体的な法的問題を抵触規定において特定された法的問題へと 的は、その法的問題が法廷地の抵触法の個々の規定に定められている法的問題に包摂されるかどうかを決定すること 包摂する最終的な過程は、抵触規範を含めた法廷地法に従って解決しなければならない。ただ、抵触規範は、 であるとする。潜在的な準拠実質法中の規定は、その規定が一部をなすところの法のコンテクスト、つまり準拠法秩 彼は、抵触規範の対象は、事実的状況から生じる法的な問題(legal question) であるとした上で、性質決定の目 外国の

のため、 具体的事件において適用が問題となっている特定の準拠外国実質法中の法規が、性質決定の結果如何によっ おそらく、現実の裁判において性質決定がなされる過程を、極めて忠実にフォローしていると思われる。 そ

実質法規定の適用を可能にするために、コスモポリタンな視点から解釈されなければならない。

domestic rule) という言葉を用いる必要があった。しかし、この緻密さが、(66) せてしまい誤解をうむ原因となっていると思われるふしがある。しかし、前述のように、彼の見解は実質的に Raape ては適用されないこともあるという暫定的な状況を正確に示す意味で、潜在的な準拠国内法規(potentialy applicable かえって彼の理論を一見複雑なものに見

の見解と一致するとすれば、それは、それほど難解な理論ではない。 Raape は、 自身の見解を要約して次のように述べる。

「外国がその国の法規定を性格付ける、そして法廷地がそれを分類(性質決定)する。前者は、規定の意味、目的、

者は抵触規定のもとへの包摂に関する。」 性質に関すると同時に、その国家により与えられた法の実質、目標、根拠に関するものである。――それに反して後

これらの見解が、法廷地の国際私法の独自性を明確に意識している点においては、現在の日本の学説との理論構造

上の差異はない。ただ、準拠実質法中における規定の性格づけについて、より精密な考察がなされている点に特徴が

の採用する性質決定理論を特に法廷地法説の拡張としての「機能的性質決定(qualificaton par la fonction)」と呼ぶ。 性質決定を国際私法独自の問題であると考えるわけである。そして、彼は、Batiffol et Lagarde や Raape und Sturm Neuhaus がいうように「法廷地抵触規範への包摂」という抵触規定の適用問題と考えるべきであるとする。すなわち、 その他の諸外国の立法例について、Overbeck の見解に従い、整理しておく。彼によれば、性質決定問題は、

諸国の立法において、性質決定に関する一般的な明文の規定がおかれることはそれ程多くない。スペイン民法一二

ルイジアナの国際私法典は性質決定について規定をおいていない。ハンガリー国際私法三条は、一項でハンガリー法(イン) タリーによれば、Overbeck のいう機能的性質決定を採用している。なお、ケベックと同様、フランス法系に属する(マス) を認めているようである。ケベックの民法草案三条一項も、法廷地の法体系による性質決定を定めているが、コメン(ថ) 条は、スペイン法による性質決定の原則を定めるが、多くの例外が見られることから、学説は、機能的性質決定理論

のカテゴリーに含める機能的性質決定の理論を採用している。ポルトガル民法一五条は、「ある法に与えられた管轄(②)

国際私法における性質決定理論の再構成 ①

制度については、準拠外国法をも考慮に入れなければならないとされており、同様の機能を果たす制度をも性質決定 上の規定および概念についての解釈規則に従った性質決定を定めるが、二項では、ハンガリー法上知られていない法

第四三巻 第四号

と定め、準拠実質法の取り扱いの問題のみを定めるように見えるが、起草の過程から、国際私法規範の適用の問題と は、その法が与えた内容と機能にしたがって、抵触規定により指定された制度に属するところの諸規則のみを含む」

この学説は、国際私法のどの規範を適用すべきかを決する過程、すなわち多くの学説が性質決定問題の中心としてき しての性質決定については、Ferrer-Correia によれば、法廷地法説と準拠法説との区別を克服したものとされている。

により、その本来の施行領域におけると同様に適用されるものとする」と定めている。この条文は、外国法の職権に 学説に忠実に動くとは考えられない。オーストリア国際私法三条は、「外国法が基準とされるときは、外国法は職権 た過程を意図的に排除する特殊なものであり、評価は困難であるが、Overbeck が指摘するように、裁判実務がこの(マラ) よる適用を定めたもののように見えるが、起草過程から性質決定に関するオーストリアの学説である段階的性質決定

と全く同じ様に適用し、同様の結果を得なければならないとする考えである。なお、プエルトリコの国際私法典草案(エラ) 題であるが、第二段階においては第一段階の性質決定により決定された準拠法所属国の裁判官がその法を適用するの (Stufenqualifikation)に影響を受けたものであると説明される。第一段階の性質決定は、法廷地国際私法の解釈の問

的な規定を有していないが、Overbeckや Fischer / Plantaの学説によれば、国際私法の独自性自体は当然のこととし(タン) も、ほぼ同趣旨の二段階の性質決定理論を採用しているようである。スイス国際私法典は、性質決定についての一般(※) て受け入れられているようである。 非常に大雑把な概観ではあるが、全く純粋の法廷地実質法による性質決定論を採用する立法は、見当たらないよう

て独自の立場から為されるべきだとする考えは、実定的な解決においても徐々に定着しつつあるといえよう。 である。もちろん、性質決定に関しての一般的な規定をおかない立場が多いが、性質決定が国際私法の性格を考慮し

R五節 現在の世界的な理論状況とわが国における今後の課題

的であるとするのは誤りである。リステイトメントの理解についても同様である。更に、Rabel が国際私法独自説の Bartin の理論の説明としても正確であるとはいえない。まして、今日のフランスにおいても、法廷地実質法説が支配 ことについては、世界的にみても、今日ほとんど異義がない。そうなると、日本の教科書における標準的な説明にお いて、法廷地法説を法廷地の実質法上の概念にしたがって性質決定をする立場であると決めつける点は、Kahn や 以上の検討から明らかなことは、法廷地の国際私法規範が法廷地の実質法に対して有する独自性を承認する

際私法の解釈問題の一つとしてそれ自身の独自の基準で行われるべきであるとする点については、今日では、世界的 な共通認識となっていると考えてよい。しかし、私見は、それだけではまだ性質決定の過程全体を理論に把握できて 性質決定の中心部分であるところの「法廷地国際私法規定のカテゴリーへの法的問題の包摂」が、法廷地国

創唱者とされることについて誤解があることは、前述した。

いないと考えている。 最も精緻な議論をなしているのが、Falconbridge 及び Raape である。 準拠法の取扱について、 前述した各国の学説のほとんどが、何等かの検討を加えていることがわかる。 なかで

局面としての「送致又は指定の内容限界」「限界確定問題」「具体的送致範囲」「送致範囲」といった言葉で呼ばれて(※) きた問題である。以下では、国友助教授の表現に従い、「送致範囲」という言葉を用いる。この用語の定義は、国友(&) わが国でも、 準拠法の取扱について、いくつかの学説が以前より指摘してきている。すなわち、性質決定の第二の

助教授に従えば、次のとおりである。

国際私法における性質決定理論の再構成

一七五 (一三八九)

準拠法が決定された後において、準拠実質法上、指定(送致)を受ける規範の範囲を画すること、すなわち、送致範 「事実関係から生ずる法的な問題が抵触規則の指定概念に包摂され(すなわち性質決定され)、その連結素によって

囲の画定が必要となるといえる。」

私見も、基本的にはこれと同意見である。この問題については、次章で詳しく扱うこととしたい。

(本研究は証券奨学財団・平成四度研究調査助成による研究成果の一部である。)

- 1 正前と変っていない。 一九九〇年の法例改正においても、単位法律関係は、子の準正についての条文が新設されたことを除いては、基本的に改
- 久保岩太郎『国際私法構造論』 一七四頁 (一九五五)。

2

- (3) こうした考えは、日本特有のものではない。(例えば、Mayer, P., Driot international privé, 3e ed. (1987), p. 105) しかし、 缺を認めていこうとする新しい傾向についての指摘として、松岡博『国際私法における法選択規則構造論』一六三頁(一九 近時、法例の規定にも欠缺があることを認める立場が、特に製造物責任に関して有力になりつつあることは注目に値する。 (佐野寛「生産物責任の法選択に関する一考察(三・完)」法政論集九九号二三五―二三七頁(一九八四))なお、法例の欠
- (4) この考えは、筆者の感触では、原則論としては多数に支持されていると思われる。(特にこの立場を強調するものとして、 ある。(この点について、松岡・前掲注(3)・二三九―二四五頁参照。) 石黒一憲『国際私法[新版]』七○─七三頁(一九九○))しかし、学説及び実務において再考する動きがあることも明白で

八七)参照

- 5 EC 契約準拠法条約(一九八○)三条一項、ハーグ動産売買準拠法条約 (一九八五)七条一項など。
- 6 (~) Volken, V. P., Konventionskonflikte im internationalen Privatrecht (1977). Majoros, F., Les conventions internationales en matière 強行法規の特別連結」山田鐐一・早田芳郎編『演習国際私法・新版』一八―一九頁(一九九二) 一二五―一二九頁参照。 BC 契約準拠法条約 (一九八○)七条一項、スイス国際私法一九条。こうした点については、佐藤やよひ「設問九 [二七]

澤木敬郎『国際私法入門 [第三版]』||三三一三四頁(一九九〇)、三浦正人(編)『二訂・国際私法』四〇頁 (一九九〇)、

de driot privé I (1976), II (1980) .

頁(一九九一)、山田鐐一『国際私法』五〇頁 (一九九二)、溜池良夫『国際私法講義』一二七―一二八頁(一九九三)。ただ 欧龍雲 『国際私法講義(補正版)』(一九九一)三二頁、木棚昭一・松岡博・渡辺惺之 『国際私法概論 [新版]』 三三一―三三 し、池原教授は、この点に関しラーベル説が比較法的方法を重視している点を見逃しておらず、従ってより緻密な理解を示

しており注目に値する。(池原季雄『国際私法(総論)』一〇七―一一一頁(一九七三)。)

- <u>10</u> いう点で国際私法の独自性を捉えているが、後述するように、Rabel の議論は法廷地法内の問題に限定されているわけでは 溜池教授は、ラーベルを「国際私法自体説の創唱者」であるとする(溜池・前掲注(8)・一二九頁)。その他、 溜池・前掲注(8)・一二八頁。その他、三浦(編)・前掲注(8)・四○頁も、法廷地法内における抵触法と実質法の区別と 前揭注
- 11 (8)・|三|−三三頁、山田・前掲注(8)・五○頁、溜池・前掲注(8)・|二八頁。 澤木・前掲注(∞)・三三頁、三浦(編)・前掲注(∞)・四○頁、欧・前掲注(∞)・三二頁、 木棚・松岡・渡辺・前掲注

(8)のほとんどの教科書がこの点について同旨である。

12

Rabel, Le problém de la qualification, Rev. dr. int. priv. (1933), p. 1 at p. 2.

- 14 がある。(桑田三郎「〈翻訳〉エルンスト・ラーベル「性質決定の課題」『国際私法の諸相』五〇八―五八四頁(一九八六)。) Rabel, Das Problem der Qualifikation, RabelZ, 5, JG., (1931), pp. 241-288. 本論文については、桑田教授による日本語訳 Rabel, supra note (12), at p. 1.
- 15 16 Rabel, supra note (12), at pp. 3-5. Rabel, supra note (12), at pp. 1-3.

Rabel, supra note (12), at p. 1.

性質決定理論であるとされている。(Collins, L. (ed) , *Dicey and Morris on The Conflict of Laws* 11th ed. (1987) Volume1, p の立場は、法廷地法説や準拠法説に対比して"Analytical jurisprudence and comparative law"(分析法学と比較法)による

例えば、イングランドの国際私法のの代表的な体系書である Dicey and Morris on The Conflict of Laws によれば、ラーベル

国際私法における性質決定理論の再構成 (一 一七七 (一三九一)

40.) なお、Mayer, supra note (3) , at p.106 も、ラーベルの理論の特徴として比較法的方法の使用と普遍的な概念の構成を、

法廷地法からの独自性と並んであげている。

- また、この点に関してはラーベル自身が、自分の見解を「比較法的方法(comparative method)」と名づけていることが何
- (8)・三一頁、山田・前掲注(8)・四八頁、溜池・前掲注(8)・一二三―一二四頁。 よりも喚起されるべきであろう。(Rabel, *The Conflict of Laws - A Comarative Study* (1958) Volume1, p.54.) |澤木・前掲注(8)・三二頁、三浦(編)・前掲注(8)・三八頁、欧・前掲注(8)・三二頁、木棚・松岡・渡辺・前掲注
- 20 Rabel, The Conflict of Laws - A Comarative Study (1958) Volume1, p. 58
- Kahn, F., Abhandlungen zum internationalen Privatrecht (1928), Band I, p. 112 Bartin, É., De l'impossibilité d'arriver à la suppression definitive des conflits de lois, Journal de droit international privé
- 23 (1897), pp. 225-255, pp. 446-495, pp. 720-738. Bartin, supra note (22), at p. 237. 例えば、山田・前掲注(8)・五一頁、溜池・前掲注(8)・一二二―一二三頁。
- 27 26 正当な理解だと思われる。(折茂豊『国際私法研究』四二―四七頁(一九九二))。 Bartin, supra note (22), at p. 236 折茂教授は、普遍的国際私法の実存性を論じる中で、Bartin の説を肯定論の立場 Bartin, supra note (22), at pp. 240-241. (国際慣習法説) として位置付けるが、
- Ago も、性質決定の問題を、国際私法規定の解釈の問題であるとる立場をとっている。(Ago,R., Règles générales des con-Bartin, supra note (22),at pp. 238-239
- 30 flits de lois, Recueil des cours vol.58 (1936), pp.320-321.) Beckettは、「性質決定は具体的な事件に対する国際私法の規則の単なる解釈または適用であり、従って、国際私法の規則
- Clasification(" Qualification "), British Year Book of International Law (1934), p49, at p. 59.) の概念は、必ず概括的な性格のものでなければならない」 としている。(Beckett,W.E., The question of Falconbridge も、性質決定の第一段階を、法廷地の抵触規範の解釈により、法的問題を性質決定することであるとする。

```
(Falconbridge, J. D., Essays on the Conflict of Laws 2nd ed. (1954), p. 52.)
```

ques entre parents et enfants, *Recueil des cour*s vol. 50 (1934), p. 518.) Raape も、性質決定の第一段階を、法廷地の抵触規範の解釈問題にすぎないとしている。(Raape, L., Les rapports juridi

- 33 溜池・前掲注(8)・一二九頁。 『国際私法の統一性』二四四―二六六頁(一九五五)。
- 34 田中耕太郎の『世界法の理論 第二巻』二七五頁(一九三三)、折茂豊
- 36 Rabel, supra note (13), at p. 263. (桑田·前揭注(13)•五四三頁参照

久保・前掲注(2)・一○五─一○六頁(一九五五)。

37

35

Supra note (13)

- 38 久保・前掲注(2)・一○九頁注(15)。
- 39 三浦正人『適応問題の研究』一七四―一七五頁 (一九六四)。
- 40 池原・前掲注(8)・一〇八頁、山田・前掲注(8)・五〇頁、溜池・前掲注(8)・一三二―一三三頁。

41

田中·前掲注(34)二七五頁。

- $\widehat{42}$ 棚・松岡・渡辺・前掲注(8)・三三頁、三浦編・前掲注(8)・三五頁、国友明彦「設問[四]法律関係の性質決定」山田鐐 久保・前掲注(2)・九四―九五頁。 池原・前掲注(8)・一一五頁、山田・前掲注(8)・五一頁、澤木・前掲注(8)・三一頁、欧・前掲注(8)・三二頁、木
- 44 溜池・前掲注(8)・一三七頁。 池原・前掲注(8)・一一五頁、石黒・前掲注(6)・七三頁、山田・前掲注(8)・五三―五四頁、欧・前掲注(8)・三二頁、

・早田芳郎編『演習国際私法・新版』 一八―一九頁(一九九二)。

46 Batiffol,H. et Lagarde,P., Droit international privé 7e ed. (1981) Tome I, p. 299 45

久保・前掲注(2)・一○六頁。

- 47 Batiffol, H. et Lagarde, P., supra note (46), at pp. 341-342
- 48 Batiffol, H. et Lagarde, P., supra note (46), at p. 347 Batiffol, H. et Lagarde, P., supra note (46), at p. 346.

国際私法における性質決定理論の再構成 (一

(一三九三)

(一三九四

- 50 Batiffol, H. et Lagarde, P., supra note (46), at p. 348
- Mayer, P., supra note (3), at p. 100
- 52 Mayer, P., supra note (3), at p. 104
- 53 Mayer, P., supra note (3), at p. 108
- Loussouarn, Y. et Bourel, P., driot international privé 3e ed. (1988), pp. 283-284.
- 究』一一〇三九頁(一九六九))。 この理論の詳しい紹介は山田教授によってなされている。(山田鐐一「いわゆる第二次法性決定について」『国際私法の研
- 56 252-254, North, P. M., and Fawcett, J. J., Cheshire and North's Private International Law 12th ed. (1992), p. 45, Khan-Freund Dicey and Morris (Collins ed.), supra note (16), at pp. 38-39, Jaffey, A. J. E., Introduction to the Conflict of Laws (1988), pp
- O., General Problems of Private International Law, Recueil des cours (1974—III), pp. 375—377.

Anton, A. E., with Beaumont, P. R., Private International Law 2nd ed. (1990), pp. 65-72.

58 山田・前掲注(8)・四八頁、溜池・前掲注(8)・一三六頁。

57

- 59 Restatement of the Law Second: Conflict 2d, Volume, 7 (1971), p. 19.
- 60 Castel, J. -G., Canadian Conflict of Laws 2nd ed. (1986), p. 61

Rigaux, F., Droit international privé 2e ed. (1987) Tome I, pp. 326-330

 $\widehat{61}$

- 62 van Rooij, R. and Polak, M. V., Private International Law in the Netherlands (1987), p. 241
- 63 三浦・前掲注 (39)・一四一注 (11)参照。ただし、山田・前掲注 (55)・三八頁はこの見解を評価する。
- 64 Falconbridge, J. D., Essays on the Conflict of Laws 2nd ed. (1954), p. 62

65

Falconbridge, supra note (64), at pp. 69-70

- pp. 59-61 参照。 Falconbridge, supra note (64), at p. 70. なお、潜在的な準拠法の問題についての具体的な適用過程における説明は、
- Raape, L., Les rapports juridiques entre parents et enfants, Recueil des cours (1934-IV), p. 521
- Overbeck, A. E., Les questions générales du droit international privé à la lumière des codifications et projets recents, *Recueil*

des cours (1982-III), p. 9, at p. 92

- Overbeck, supra note (68), at p. 105

Overbeck, supra note (68), at p. 106

- Symeonides, S., Les grand problemes de droit international prive et la nouvelle codification de Lousiane, Revue critique de
- droit international prive (1992), p. 81, at pp. 274-275
- 73 72 Overbeck, supra note (68), at p. 112. Overbeck, supra note (68), at p. 106.
- $\widehat{74}$ Overbeck, supra note (68), at p. 113.
- 75 Overbeck, supra note (68), at p. 114.
- 76 Symeonides, supra note (71), at p. 275

Overbeck, supra note (68), at p. 92.

79 久保・前掲注(2)・一八○─一八一頁注(1))。

Vischer, F. / von Planta, A., Internationales Privatrecht 2., erw. Aufl. (1982), at pp. 15-17.

78 77

- 80 三浦・前掲注(39)・一八三頁。
- 81 石黒·前掲注(4)·一五六頁。
- 八頁。 国友明彦・「契約と不法行為の抵触法規則の競合問題· 法性決定の一特殊問題として― -()]法学雑誌三二巻四号一一
- 83 国友·前揭注(82)·一一八頁。